

会 議 名	令和4年度 第3回 匝瑳市地域公共交通活性化協議会
日 時	令和4年10月25日(火) 14:30~16:30
場 所	八日市場ドーム メインアリーナ
出 席 者	<p>【委員】 (出席：17名) 宇井会長、藤井副会長、鎌形委員、菊間委員、飯島委員、河合委員(代理出席：儀部係長)、小林委員、加藤委員、平山委員、成田委員、高山委員、熱田委員、渡辺委員、高橋委員、渡邊委員(代理出席：成松主事)、齋藤委員、大木委員</p> <p>(欠席：5名) 笹本委員、崎山委員、橋口委員、伊藤委員、宮田委員</p> <p>【事務局】 匝瑳市環境生活課市民協働班 林環境生活課長、小林主査、仲田主査補</p>
会 議 概 要	1 開会 2 会長あいさつ 3 議事 (1)匝瑳市地域公共交通計画の評価等結果及び事業実施状況について (2)市内循環バス再編等の周知等について (3)その他 4 閉会
会 議 資 料	資料1 匝瑳市地域公共交通活性化協議会委員名簿 資料2-1 匝瑳市地域公共交通計画の評価等結果(令和3年4月~令和4年3月) 資料2-2 計画目標の達成状況を評価するための評価指標(匝瑳市公共交通計画抜粋) 資料3-1 匝瑳市地域公共交通計画実施事業の進捗状況一覧 資料3-2 実施事業の概要(匝瑳市公共交通計画抜粋) 資料4-1 市内循環バス再編及びデマンド型交通周知スケジュール(案) 資料4-2 市内循環バス改正のポイント 資料4-3 バス停の廃止、路線変更のお知らせ 資料4-4 市内循環バス再編のお知らせ 資料4-5 ご利用案内チラシ(A4版) 資料4-6 匝瑳市デマンド型交通利用者登録用紙 資料4-7 匝瑳市デマンド型交通のご利用案内 追加資料 高速バス「東京銚子線<匝瑳・横芝光ルート>」広報そうさ9月号掲載記事

会議結果概要

(1) 匝瑳市地域公共交通計画の評価等結果及び事業実施状況について

資料2-1、資料2-2、資料3-1、資料3-2について事務局から説明後、質疑応答

会	長	・ 事務局の説明が終わりました。議事1について、令和2年度に策定いたしました、匝瑳市地域公共交通計画の12の評価指標と、15の実施事業の進捗状況及び評価等の、令和3年度の状況について報告がありました。12の評価指標につきましては、資料2-2に掲げた指標を、資料2-1をもって説明いたしました。資料3につきましては、実施事業の進捗説明となります。計画の進捗状況となりますが、御意見、御質問等がございましたら、お願いいたします。	
委	員	・ 議事1の資料については、匝瑳市地域公共交通活性化協議会のほか、国等に提出するのでしょうか。	
会	長	・ 議事1の取扱いについての御質問であると思いますが、事務局、説明をお願いします。	
事	務	局	・ 資料2-1につきましては、本日、承認をいただきましたら国へ提出いたします。資料3-1につきましては、事業の進捗状況を協議会へ報告する資料となっております。資料2-1の添付資料として、資料3-1につきましても国へ提出する予定です。
委	員	・ 1点目ですが、資料2-1の、目標3番と4番の「目標を達成するための取組」が、横棒になって記載されておられません。備考欄には令和9年度に予定と記載されていますが、「目標を達成するための取組」については、既に計画に位置付けられていると思うので、実施した取組を記載するべきだと思います。評価が未実施であって、「目標を達成するための取組」は各事業、計画に記載されており、例えば、公共交通サービス全般の利用者満足度を上げるために何をすべきかについては、地域公共交通計画に記載された内容を抜粋して記載することができると思います。取組まで空欄にするのは、国の指導があつてのことなのでしょう。 「目標を達成するための取組」から「調査方法」までは記載できるのではないのでしょうか。2点目ですが、資料2-1の、目標9番と10番の「目標を達成するための取組」が、未実施になっております。例えば、目標9番の「商業施設などとの連携による利用促進活動の導入件数」について、商業施設との調整や、事務局において、本件について打合せ等を行ったようであれば、具体的に何回調整や検討を行ったのか、回数等を掲載しても良いと思います。3点目は、資料の3-1について、例として、事業5や、事業7の「実施状況」の欄には事業が実施されたことのみ記載されています。事業を実施した効果があつたのか、又は、無かつたのか等、各委員に分かるよう、詳細な情報を記載して方が良いと思います。4点目は、資料3-1の事業13、市内循環バスの乗り方教室の開催について、令和3年度は未実施であり、今後検討とされております。令和5年度に乗り方教室を実施する場合は予算が伴うと思います。市の令和5年度予算に事業を組込み、来年度から事業を実施できるようにするため、「今後の課題・取組」の欄に、打合せをいつ実施するのか等、取組内容を具体的に記載した方が良いと思います。	

会	長	・ 委員から4点の御質問をいただきました。まずは、1点目と2点目の御質問でありました、資料2-1「目標を達成するための取組」欄の、ハイフンや未実施と記載されているものの、区分や考え方の説明について、事務局から説明をお願いします。	
事	務	局	・ 委員の御意見のとおり、「目標を達成するための取組」については、地域公共交通計画に記載されておりますので、評価等の結果の提出先である関東運輸局と、記載内容について調整させていただきたいと思っております。未実施と記載している部分については、打合せ等を実施しているものがありましたら、実施の回数等の具体的な内容を掲載させていただきたいと思っております。
会	長	・ 委員から御意見がございましたが、資料2-1の備考欄で、令和9年度に実施予定、又は令和6年度及び令和9年度に予定と記載されているものについて、「目標を達成するための取組」に記載できるものがあるならば、事務局において国に確認して整理をしていただきたいと思います。次に、3点目の御質問について、資料3-1の事業5や、事業7を例として御意見をいただきましたが、令和3年度の実施状況について、まず、事業5についてはJR総武本線の利用促進として、JR東日本様に御協力をいただき、市とタイアップして実施している事業の説明をしております。この内容は、資料3-2、計画の抜粋の4ページにある事業5の事業概要から、令和3年度に実施した主なものを掲載しているということでしょうか。あるいは、これの他にも、実施した事業があるのでしょうか。また、委員からは、事業を実施したことと合わせて、数値や数量等の実績を記載するべきではないかとの御意見をいただいておりますが、いかがでしょうか。	
事	務	局	・ 事業5及び事業7の実施状況については、主に実施した事業の内容を掲載しております。事業概要に掲載がございましたように、千葉県と連携して実施している内容もございますので、数値や数量等の実績でお示しできるものは記載してまいります。事業13につきましては、今後どのように取組んでいくのか等を具体的に検討させていただき、実施状況に記載できる内容がございましたらお示しをさせていただきます。
委	員	・ 公共交通計画に記載されている事業について、毎年、活性化協議会において実施状況を点検して、より良くしていくというサイクルを展開する場合に、各委員が、この資料3-1により市内でどのような事が行われていて、現在はどうのような状況なのか、共通認識できるように掲載していただきたいと思います。事業5と、事業7は例としてあげたのであって、全体的に実施状況等には、具体的な数値等の記載がされていないと、今後の課題や取組を議論する場合に、あまり意見が出てこないと思っております。今年はこのままの様式や掲載内容で構わないのですが、実施状況を整理する場合は、次年度以降、マスを大きくし、もう少し詳細な情報を記載していただきたいと思います。	
会	長	・ 資料3-1の様式については、定められた様式ですか。又は、先進事例等を参考として作成した様式ですか。	
事	務	局	・ 資料2-1については、国により定められた様式です。資料3-1の様式は、

		先進事例を参考として事務局が作成した様式となります。	
会	長	・ それでは、委員の御意見にありました内容については、次年度から反映することよろしいでしょうか。	
委	員	・ はい。	
会	長	・ ほかに、御意見、御質問等がございましたら、お願いいたします。	
委	員	・ 2点、要望がございます。1点目は、資料3-1の事業10「利用しやすい車両（バス・タクシー）の導入促進」の実施状況及び今後の課題・取組について、循環バスの記載はありますが、タクシー事業についても、バリアフリーという観点からの取組も掲載していただきたいと思います。県内では、一般タクシーの約20%がユニバーサルデザインタクシー、いわゆるジャパントクシーが導入されております。国、県からの助成の他、県内6市町村から支援をいただき導入を進めておりますので、タクシー事業についても、今後の課題・取組に記載していただきたいと思います。2点目は、資料3-1の事業14「運転手の確保」について、計画策定時も公共交通の運転手の不足という問題が取り上げられたと思いますが、コロナ禍を経まして、運転手不足問題が顕在化しており、現在も交通事業者としてこの問題に取り組んでおります。地域の足を確保するために、運転手の確保を地域で協力していただきたいと思います。取組方法等は、実施主体として積極的に話合いに参加させていただき、現状等をお伝えしながら、最良の方策を取れるようお願いしたいと思います。	
会	長	・ 事務局、御要望2点について回答はありますか。	
事	務	局	・ 事業10につきましては、市内タクシー事業者様とユニバーサルデザインタクシーの導入状況について情報共有を図っておりますので、今後は、実施状況等へタクシー事業についても掲載してまいります。事業14につきましては、最良策等、事業主体の皆様と協議を進めてまいりたいと思いますので、引き続き御協力をお願いいたします。
委	員	・ 資料2-1の10番にある乗り方教室や、資料3-1の事業13にある市内循環バスの乗り方教室について、ターゲットは小学生、中学生、高校生等の学生でしょうか。または、高齢者や、免許を返納された方なのでしょうか。それとも、多種多様な方なのか、検討されていれば教えてください。	
会	長	・ 事務局、回答はありますか。	
事	務	局	・ 地域公共交通計画では、小学生や高齢者を対象にすることとしております。乗り方教室を開催する場合、説明する対象によって、内容を変更する等、今後、実施内容の詳細を検討してまいります。
会	長	・ 計画の中では、令和5年度から事業実施となっておりますので、事務局においては、御協力いただく関係機関と十分調整をした上で、早めの計画立案をお願いします。	
委	員	・ 資料2-1については、事務局で整理していただいて、関東運輸局とも調整を図るということです。大きく修正されるようであれば、書面会議等を検討していただいて、軽微な修正であれば、会長一任として変更結果は次回の会議で報告していただければ結構です。	

会	長	・ 資料2-1につきましては、事務局で国への確認を行いまして、資料内容に変更が生じる場合は、変更の程度に限らず、委員の皆様へお知らせをさせていただきたいと思ひます。事務局、次回の協議会開催予定はいつですか。		
事	務	局	・ 令和5年1月下旬から2月上旬を予定しております。	
会	長	・ 資料2-1を国に提出する期限はいつですか。		
事	務	局	・ 特に期限がございませんが、承認をいただいた後、速やかに提出したいと考えております。	
会	長	・ 資料2-1につきましては、変更の有無に関わらず、国へ提出した内容の資料を、委員の皆様へお届けしたいと思ひます。事務局は、このように対応をお願いします。		
事	務	局	・ はい。	
会	長	・ その他、御意見、御質問はございますか。それでは、御意見、御質問がないようでしたら、質疑を打ち切らせていただきます。ただ今の議事につきましては、様々な御意見をいただきました。国へ提出する資料については、原案のとおり、又は、一部修正を伴うこともございますが、原案に基づき提出することに御異議ありませんか。		
委	員	一	同	・ 異議なし。
会	長	・ ありがとうございます。続いて、議事2に移ります。		

(2) 市内循環バス再編等の周知等について

資料4-1、資料4-2、資料4-3、資料4-4、資料4-5、資料4-6、資料4-7について事務局から説明後、質疑応答

会	長	・ 事務局の説明が終わりました。御意見、御質問等がございましたら、お願いいたします。	
委	員	・ 資料4-5の運行時間ですが、資料4-7の資料中には記載があるのですが、事業所を出て帰るまでの時間を含めて8時から17時までとなります。このままだと分かりにくいと思ひます。8時が事務所出発で、17時が事務所到着であることが見てわかるように、詳細を追記していただけないでしょうか。	
会	長	・ 事務局、回答はありますか。	
事	務	局	・ 委員の御意見のとおり、内容を検討して掲載いたします。
会	長	・ ほかに、御意見、御質問等がございましたら、お願いいたします。	
委	員	・ 1点目ですが、資料4-1で、市内循環バス再編にはバス路線の廃止が伴うと理解しておりますが、バス路線を廃止する場合は、道路運送法や千葉県バス対策地域協議会の運営要領に基づく手続が必要となりますが、具体的にどのように進んでいるのか確認させてください。本日は、周知に関することが主となっておりますが、廃止されるバス停等、令和2年度の協議会で決まっているという考えで良いのでしょうか。千葉県バス対策地域協議会の運営要領では、バス停を廃止する場合は、千葉県交通計画課へ事業者から通知することとなっております。既にこの手続は済んでいるのでしょうか。道路運送法では、活性化協	

議会で合意形成を図ることができた場合は、運行の30日前までに国土交通大臣及び関東運輸局長へ届け出なければいけないとあります。スケジュールに掲載する必要はありませんが、2月中旬には千葉県及び国土交通省千葉運輸支局に届け出るようになります。活性化協議会において、既に、このような協議が行われ議決が済んでいるという前提でお話しますが、廃止するバス停、路線の廃止についての議決を、本日の協議会でしなければいけないのか、又は、次回で良いのか、今後の手続の進め方を確認させてください。2点目といたしまして、これは意見としてですが、資料4-3及び資料4-4の再編後のルート図において、廃止されるバス停を強調し、表記してはいかがでしょうか。3点目ですが、市内循環バスの再編とデマンド型交通の導入の周知として、区長会、地区社協、シニアクラブ等の会合で説明を実施されておりますが、地域全体に関わることとなりますので、会合等で説明を聞くことができなかった市民に対しての周知方法については、市ホームページや広報そうさへの掲載のほか、どのように実施されるのでしょうか。4点目ですが、デマンド型交通に対する市民からの要望等は、問い合わせ先が匝瑳市役所環境生活課だけとなっておりますが、市役所の開庁時間や閉庁日を考慮すると、事故等の急な対応が必要となった場合に、問い合わせ先にタクシー事業者も追加しておく方が良いと思っておりますがいかがでしょうか。

会 長 ・ 委員から、御確認、御意見、御質問を頂きました。1点目に御確認がございました、廃止バス停のある路線の事務手続について、事務局、回答はありますか。

事 務 局 ・ 廃止されるバス停及び再編後の路線は、本年5月28日に開催いたしました、令和4年度第1回匝瑳市地域公共交通活性化協議会において協議、承認をいただいております。

会 長 ・ 2点目の御意見につきまして、事務局、回答はありますか。

事 務 局 ・ バス停において市内循環バスの再編を周知するための資料として、資料4-2及び、資料4-3をお示しいたしました。資料4-3の図は、再編後のルート図となります。再編前のルート図につきましては、現在も運行中の循環バスとなりますので、バス停に張り付けられております。資料4-3と、現行のルート図を見比べることにより、再編前後が確認できることとなります。廃止される循環名や、バス停名は、資料4-2の2つ目の黒丸「停留所の移設・廃止」で確認することができます。委員の御意見のとおり、新ルート図のみでは、廃止バス停の確認はできませんが、変更前後のルートを重ねて案内した資料を作成し、検討したところ、情報が交錯してしまい、利用者にとって見えにくくなったため、新ルート図のみを掲載した資料といたしました。

委 員 ・ 1点目の確認ですが、既に、活性化協議会において協議、承認が済んでいるようであれば、事業者から国や県へ、届け出は既に済んでいるのでしょうか。済んでいないようでしたら、いつ、届け出るのでしょうか。2点目の確認内容ですが、事務局の説明では、廃止されるバス停は資料4-2に記載されているとのことでしたが、図の中に明記されていなくても良いのだろうかという疑問が

		あります。
委 会 事 務 局	員 長 局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区長会や地区社協の会合で説明された際の感触を踏まえて、今後対応していただければ良いのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。 ・ 事務局に確認します。市内循環バス再編に伴う届け出等について、関係機関との調整はどのように進んでいますか。 ・ 関係機関でありますバス事業者様との調整ですが、年内から令和5年1月までには、届け出等の手続を行っていただくよう調整しております。
委 会 事 務 局	員 長 局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局の回答から、まだ、届け出が完了していないということで認識しましたが、バス事業者から届け出を行う場合は、活性化協議会において承認を受けたという書類を活性化協議会名で発行していただくことになると思います。具体的に、必要となる書類は、バス事業者と調整していただきたいと思います。 ・ 協議会において協議が整っていることの証明書につきましては、千葉運輸支局様と調整させていただき、関東運輸局様に確認いただいた上で、バス事業者様へ送付しております。
委 会 事 務 局	員 長 局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各会合において説明を行った中で、市民の皆様からいただいた意見や質問がありましたら、報告をお願いします。 ・ 運転免許証をお持ちで、現在も車に乗られている方々と、運転免許証をお持ちでない、または、返納された方々とは、説明に対する質問や意見の数や内容に違いがあるように感じました。市内循環バスの再編に関する説明では、新たな交通手段は何があるのかということに対する質問が多く、令和5年度から導入するデマンド型交通の案内や、継続支援を予定しているタクシー券の案内に繋がり、様々な公共交通の利用案内ができております。シニアクラブ様からは、市内循環バスの再編及びデマンド型交通導入までの間で、改めて説明をして欲しいとの要望もいただいております。
委 会 事 務 局	員 長 局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃止バス停の案内について、廃止となった停留所を図面上に点でお示しする等、事務局として、表記の仕方をどのように考えているのでしょうか。また、バス事業者様とどのように調整を図ったのか、説明をお願いします。次に、循環バスの再編やデマンド型交通の導入について、地域全体に対する周知方法を伺います。次に、デマンド型交通の問い合わせ先について、タクシー事業者様との調整内容について、説明をお願いします。 ・ 廃止となるバス停の表記方法については、本日、お示しいたしました資料を基に、改めてバス事業者様と調整を図ってまいります。循環バスの再編やデマンド型交通の導入周知に関しましては、現在、本協議会委員の所属する団体の会合から説明を開始させていただきました。周知スケジュールでは、民生委員児童委員連絡協議会等において周知、説明を実施することとなっております。また、各地区に出向いての説明も検討しております。説明に伺う地区に関しましては、バス停の廃止箇所が多い地域や、交通空白地域を優先に調整してまいります。地域全体への周知に関しましては、周知スケジュールに掲載いたしましたとおり、市ホームページや、広報そうさを活用していきたいと思います。デマンド型交通の問い合わせ先についてですが、現在、デマンド型交通運行業

務やオペレーター業務に関する仕様書を作成し、タクシー事業者様と調整を図っております。利用者からタクシー事業者様へ苦情や要望等のお問い合わせがあった場合は、報告様式等を作成の上、担当課へ御報告いただくよう調整を図ってまいります。

副 会 長 ・ 委員から御意見がありました、デマンド型交通の運行時間について、匝瑳市と同じく8時から17時までを運行時間としている他自治体の情報を提供いたしますと、運転手の安全確保を考慮して、8時に営業所をスタートとすると、遠方の利用者は地域に到着するのが8時45分頃となり、実質、運行時間のスタートが8時45分となってしまいます。このような状況から、利用者の考える運行時間と、本来の運行時間に相違があるという問題が生じております。この自治体では、運行事業者から、利用者のニーズに合わせるために、事業所発着が8時、17時ではなく、実際利用者が利用できるの運行時間を8時から17時までの運行形態に変更できないかという提案があり、次回の地域公共交通会議において、これに対応するための人員の確保等について協議することとなっております。8時から17時の運行時間であると、8時に迎えが来ると利用者はイメージしてしまいますから、8時、17時の前後で予約できない時間帯が生じることについて、利用者と事業所との間でクレームの対象になることが懸念されるため、どちらに重きを置くのか検討していただきたい思います。また、デマンド型交通に地域交通利用券が使えないということについて、これまでのデマンド型交通の導入についての案内を行った中で、どのような反応があったのか伺いたいと思います。併せて、以前、地域交通利用券本体に、デマンド型交通では地域交通利用券は利用できない旨を明記してほしいとお伝えしましたが、対応していただけているのか、確認したいと思います。

会 長 ・ 事務局、回答をお願いします。
事 務 局 ・ デマンド型交通では地域交通利用券は利用できないことの明記については、資料4-5、ご利用案内チラシの裏面のステップ4の中で明記しております。案内する中で、地域交通利用券が併用できないことに関する質問等はいただいております。

副 会 長 ・ ご利用案内チラシへの明記ではなく、地域交通利用券に明記していただきたいとお伝えしたものの進捗状況を確認したいと思います。

事 務 局 ・ 地域交通利用券へ明記するよう、準備を進めております。

副 会 長 ・ 周知スケジュールについてですが、病院などで循環バスを利用される方は、月1回等と、限定的な利用となると思います。12月末から3月まで3回程利用し、うち1度は、案内を確認してくれば御の字ということで進めており、これに重ねて地域の方々への案内も進めていくこととされております。案内の内容も、資料のとおり常に同じ内容で行くのか、または、利用するの方々には高齢者もいらっしゃるの、細かい情報が必要なタイミングを見極め、まずは、大まかな情報として、4月から市内循環バスの運行が大きく変わります、詳細は来月掲載いたしますので御確認下さい等の事前アナウンスを行い、利用者の目に触れる機会を少しでも早くした方が良くと思います。

事務局	委員	<ul style="list-style-type: none"> 今後、調整させていただきたいと思います。 ほかに、御意見、御質問等がございましたら、お願いいたします。 資料4-7の4ページ、3つ目の黒四角に、1人で乗り降りが困難な場合は、介助者の同乗が必要でとの記載がありますが、利用者の介助をするため、遠方からお越しになる方も利用者登録が必要になるのですか。
事務局	委員	<ul style="list-style-type: none"> 事務局、回答をお願いします。 介助者となる方も、利用者登録をしていただきます。 ほかに、御意見、御質問等がございましたら、お願いいたします。 1点目は、資料4-2に記載されている定期乗車券について伺います。定期乗車券が1路線から全路線へ見直しとなることは理解しておりますが、定期券は先払いの乗車券であります。これから6か月分の乗車券を購入となると、再編スタートの4月を過ぎてしまいますが、今後は販売しないのか、購入した場合に再編後の4月からは全路線対応に切り替えてもらえるのか、または、追加徴収が無く新たに購入していただくのか、どの様に検討されているのか教えてください。2点目は、資料4-5の登録開始日が記載されておりません。事務局の説明では、1月中旬から登録を開始するとのことですが、登録日はいつ頃決定し、市民に周知されますか。
事務局	委員	<ul style="list-style-type: none"> 事務局、回答をお願いします。 1点目の御質問にございました、定期券の購入につきましては、数年前から現在まで、6ヶ月分購入されている利用者の実績はございません。今後の対応につきましては、別途、バス事業者様と調整してまいります。2点目の御質問にございました、デマンド型交通の登録開始日ですが、市ホームページへ利用者登録用紙を掲載する予定の12月までには、開始日を決定いたします。
事務局	委員	<ul style="list-style-type: none"> 定期乗車券については、バス事業者と調整していくとのことですが、運賃の取扱いは、バス事業者が約款で国土交通省に届け出たものがあり、これをもって決めております。払い戻し等の、一定のルールがございますので、割り戻し等の道路運送法違反にならないよう、十分な調整を図っていただきたいと思います。
事務局	委員	<ul style="list-style-type: none"> バス事業者様と、十分に調整を図ってまいります。 その他、御意見、御質問はございますか。それでは、御意見、御質問がないようでしたら、質疑を打ち切らせていただきます。一部調整を伴うこともございますが、原則として原案のとおり決することに御異議ありませんか。
事務局	委員	<ul style="list-style-type: none"> 異議なし。 ありがとうございます。事務局に申し上げます。資料4-2の上段、バスが再編される、再編を行う、という表記の仕方、続いて、資料4-7のデマンド型交通を説明する文中の、しかし、という接続詞の使い方について、確認してください。続いて、議事3に移ります。

(3) その他について

追加資料3について事務局から説明後、質疑応答

会

長 ・ 事務局の説明が終わりました。御意見、御質問等がございましたら、お願いいたします。それでは、御意見、御質問等がないようでしたら、質疑を打ち切らせていただきます。以上で、全ての議事が終了いたしました。委員の皆様には長時間にわたり慎重審議を賜りまして誠にありがとうございました。